（小笠原諸島振興開発特別措置法施行規則の一部改正）

第九条　小笠原諸島振興開発特別措置法施行規則（平成二十六年国土交通省令第四十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（産業振興促進計画の認定の申請） **第一条**　小笠原村は、小笠原諸島振興開発特別措置法（以下「法」という。）第十一条第一項の規定により認定の申請をしようとするときは、別記第一号様式による申請書に次に掲げる図書を添えて、これらを国土交通大臣に提出しなければならない。 一　（略） 二　法第十一条第四項各号のいずれかに掲げる事項を記載している場合には、実施主体の特定の状況を明らかにすることができる書類 三・四　（略） 2　別記第一号様式による申請書に法第十一条第四項第二号に掲げる事項を記載している場合には、前項各号に掲げるもののほか、補助金等交付財産の所在を表示した図面を添付するよう努めるものとする。 （産業振興促進計画の記載事項） **第二条**　法第十一条第三項第二号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。 一～四　（略） 五　法第十一条第四項第一号に掲げる事項を記載する場合には、補助金等交付財産の名称、現行の用途、補助金等交付財産に充てられた補助金等及び当該補助金等交付財産を所管する府省の名称、補助金等交付財産の処分の方法及び実施主体並びに補助金等交付財産の処分後の用途に関する事項 六　（略） （法第十一条第四項第一号の国土交通省令で定める旅館業） **第五条**　法第十一条第四項第一号の国土交通省令で定める旅館業は、次に掲げるものとする。 一　旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）第二条第二項に規定するホテル営業、同条第三項に規定する旅館営業又は同条第四項に規定する簡易宿所営業であって、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二条第五項に規定する性風俗関連特殊営業に該当するもの 二　旅館業法第二条第五項に規定する下宿営業 **第六条から第十九条まで**　削る	（産業振興促進計画の認定の申請） **第一条**　小笠原村は、小笠原諸島振興開発特別措置法（以下「法」という。）第十一条第一項の規定により認定の申請をしようとするときは、別記第一号様式による申請書に次に掲げる図書を添えて、これらを国土交通大臣に提出しなければならない。 一　（略） 二　法第十一条第四項第二号又は第三号に掲げる事項を記載している場合には、実施主体の特定の状況を明らかにすることができる書類 三・四　（略） 2　別記第一号様式による申請書に法第十一条第四項第三号に掲げる事項を記載している場合には、前項各号に掲げるもののほか、補助金等交付財産の所在を表示した図面を添付するよう努めるものとする。 （産業振興促進計画の記載事項） **第二条**　法第十一条第三項第二号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。 一～四　（略） 五　法第十一条第四項第二号に掲げる事項を記載する場合には、補助金等交付財産の名称、現行の用途、補助金等交付財産に充てられた補助金等及び当該補助金等交付財産を所管する府省の名称、補助金等交付財産の処分の方法及び実施主体並びに補助金等交付財産の処分後の用途に関する事項 六　（略） （法第十一条第四項第二号の国土交通省令で定める旅館業） **第五条**　法第十一条第四項第二号の国土交通省令で定める旅館業は、次に掲げるものとする。 一　旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）第二条第二項に規定するホテル営業、同条第三項に規定する旅館営業又は同条第四項に規定する簡易宿所営業であって、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二条第五項に規定する性風俗関連特殊営業に該当するもの 二　旅館業法第二条第五項に規定する下宿営業 （非居住者の代理人） **第六条**　本邦内に住所を有しない者（以下「非居住者」という。）は、小笠原諸島特例通訳案内士の登録を受ける場合には、本邦内に住所を有し、当該非居住者と業務上密接な関係を有する者であって、小笠原諸島特例通訳案内士の登録に関する一切の行為につき、当該非居住者を代理する権限を有するもの（以下「代理人」という。）を定めなければならない。 2　次のいずれかに該当する者は、代理人となることができない。 一　一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられた者で、刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から二年を経過しないもの 二　法人であって、その役員のうちに前号に該当する者があるもの